

河川等占有許可事務処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、河川等占有許可の重要性にかんがみ、当該事務の統一的処理を図るため、これに必要な事項を定める。

第2 決裁（合議）区分

呉市事務決裁規定で定める河川の占有許可事務の決裁のうち、重要なものとは次に掲げるものとする。

- 1 第3に定める「占有許可基準」の1 通路（橋）のうち、幅員が4メートルを超えるものの許可。
- 2 第3に定める「占有許可基準」の2 板囲・足場敷・材料置場のうち、占有期間が長期にわたるものの許可。
- 3 その他重要と認められるものの許可。

第3 河川の占有許可基準

占有の許可は、当該占有が河川等の機能を妨げない限度において管理上支障ないと認める場合に限りできるものとし、その基準は次に掲げるところによる。

1 通路（橋）

- (1) ほかに、その土地に出入できる出入口がある場合は許可しない。ただし、次に掲げる場合で必要やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 災害避難用として設置する必要があるとき。
 - イ 他の出入口が著しく狭小（2メートル以下）で拡幅の余地がないとき。
 - ウ 申請敷地の接道が、河川等と申請敷地との間の公道しかなく、この公道が建築基準法上の道路としての取り扱いができないとき。
 - エ その他特別の事情があるとき。
- (2) 幅員は2メートル以下とし、車庫、駐車場への通路にあつては、4メートル以下とする。ただし、次に掲げる場合で必要やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路とするとき。
 - イ 前面道路が狭小で、車両進入のため隅切りを設ける必要があるとき。
 - ウ その他特別の事情があるとき。
- (3) 占有工作物の下端の高さは、兩岸の肩より下げないこと。ただし、この方法によることが技術的に著しく困難な場合であつて、計画河積断面が上流及び下流の平均的河積断面を超える場合は、この限りでない。
- (4) 橋脚は、設置させない。
- (5) 家屋建込又は宅地囲込は、許可しない。
- (6) 幅員が4メートルを超える場合には、清掃・点検口を1ヶ所以上設けること。

2 板囲・足場敷・材料置場

- (1) 原則として短期・臨時的なものに限る。
- (2) 必要最少限度の期間及び面積とする。
- (3) 設置方法は通路の場合に準ずる。
- (4) 支柱・屋根・ひさし・壁等を設けないこと。

3 管線類

原則として、河川床下へ埋設するか、または橋梁の構造物内へ収まる構造とすること。ただし、この方法によるところが技術的に著しく困難な場合は、この限りでない。

4 自治会等が設置するごみステーション・資源物ステーションのための工作物

- (1) 設置管理者が自治会等であること。
- (2) 河川区域外に設置する場所がないこと。
- (3) 周辺住民その他の利害関係者等の同意が得られていること。
- (4) 環境業務課が当該工作物の設置が必要と認めるものであること。

第4 認定外道路の占用許可基準

認定外道路の占用の許可は、当該占用がその機能を妨げない程度において管理上支障ないと認める場合に限りできるものとし、その基準は「呉市道路占用規則」及び「道路占用許可標準」、 「道路の法敷の占用許可に関する事務処理要綱」で定めるところによる。

改正 平成4年4月1日
平成7年3月1日
平成9年4月1日
平成20年10月1日
平成22年2月1日
平成30年3月1日

